

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 154

2020年9月21日発行 通巻No.164号
創刊2007年2月26日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆後見部会長に就任して◆

NPO 法人市民後見人の会理事 齊藤裕二

6月の役員の改選で新たに理事に選任され、小松前会長の後、新しく後見部会長に就任しました齊藤裕二です。実務経験もそう豊富ではない中、負う責任は重いわけですが、幸い後見部会には他に三人の理事がおり、また理事経験者も多いことから協力して経験不足を補っていきたいと思います。当会は法人として後見等の事案を受任しておりますが、実際は担当する正・副の担当者が相談しながら実務を動かしているのが実態だと思います。監督人である社協との協議を要する問題も時に発生し、また最近は「会としてどう考えるか？」を問われるケースも多くなっているように感じております。各事案が問題にぶつかった場合に、今まで以上に後見部会委員が各担当者と意見交換をする場面を増やすようにしたいと思います。また、これまでの活動の積み上げで各会員が培ったノウハウを、もう少し見える形にしていけたらとも思っております。

いずれにしましても、より被後見人等から信頼される会にすべく、小松前会長から受けたバトンをしっかり次につなげるように微力ながら努力したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



◆新型コロナ対策について◆

2020年9月14日

会員各位

NPO 法人市民後見人の会理事長 古賀忠壹

政府は、経済活動を考慮し段階的に活動範囲を拡大しております。しかしコロナ感染者は継続的に一定数出ております。このような状況下、本会は当面の間、基本的に以下に示す今迄のコロナ対策で進めます。ただし、10月1日より事務所オープン時間、押印時間を従来時間に戻します。皆さまのご理解、ご協力をお願い致します。

① 訪問活動

(施設) 面談は、施設の指示(短時間、TV会議、予約制等)に従うことで可とする。

(自宅) ケアマネ等関係者と協議の上、面談を必要とする場合に限り万全対策のもと可とする。

② 理事会、各部会等の会議及び関連集会

・事務所での会議はなるべく避ける。事務所利用の場合も、原則5人以下とする(オンライン等を有効に利用する)。3密を避け換気、マスク着用、手洗い励行、消毒液等を有効に利用する。

・会議開催は、広い会議室利用に努め、人数制限を考慮し、議事は効率的に進める。

③ 事務所オープン、押印時間(10月1日より)

・事務所のオープン時間は、従来の10時00分～16時00分とする

・押印は、従来の月曜日10時00分～12時00分、木曜日9時00分～9時30分とする。その他、急ぐ等の事情がある場合、特例措置として、「押印依頼書」に必要事項を記入し、事務局のボックスに入れれば、月、木曜日の押印時間に押印し、該当する各号の郵便ボックスへ入れておく。

④ こうけんカフェ

こうけんカフェは、区からクローズ要請(現時点では、9月末迄、10月以降は未定)が解かれ、会場となる特養施設が、OKとなった時から再開予定。

⑤ 会員がコロナに感染した時

2020.8.17メール発信「会員がコロナに感染した時は」による。

以上

(参考) 品川成年後見センター「品川こうけん」N0.8令和2年9月号より抜粋

「区内の施設等においても、介護職員等の感染が発生しており、このような状況を踏まえ、今後についても、職員が施設等へ感染源を持ち込んでしまうリスクもあり、後見センターでは、『人と人が接する機会を減少させるため、本人との面会、火葬への立会等を配慮して頂く』対応を継続することとしました。ただし、本人の置かれている心身状態、住まい(住宅、施設)の状況にもよりますので、支援者と連携の上、総合的に面会等の実施可否を検討して頂ければと思います。施設においては、色々な面会の方法(パーテーション越し、テレビ電話、時間制限等)を工夫している施設もありますので施設にご確認頂ければと思います。」

◆9 月度理事会報告◆

- 1 開催日時 2020年9月14日(月)17時30分～19時00分
- 2 開催場所 荏原第五区民集会所第2集会室 理事総数 10名
- 3 出席理事 古賀忠壹理事長(議長)、朝倉鈴子、内山恵子、大金修、金城清、斉藤裕二、杉谷徹夫、杉山麻里子、高原三平、馬庭俊一郎各理事

4 オブザーバー 小松統監事

5 議事

<審議事項>

① 以下の規程類(細則)の改正を議決した。

B-1 文書廃棄細則改正(趣旨:別表一「本会における文書廃棄基準」を追加)

B-4 会印取扱細則改正(趣旨:押印文書保管は現状に合わせた。会名印B「角印」
使用文書の具体名、「成年後見人報酬等助成申請書」等を表示した)

② 新案件50号の後見等正副担当者について議決した。

<協議事項>

① 以下の細則について、別添資料を配布して協議した。

・「B-0 後見活動指針(細則)」

・B-6 業務フロー細則

② コロナ対策について以下の事項を協議し決論を得た。

・7月14日付「新型コロナ感染対策について」を基本的に踏襲するが10月1日より従来に戻す。

ア) 事務所オープン時間は10時00分～16時00分

イ) 押印は月曜日10時00分～12時00分、木曜日9時00分～9時30分

<報告・連絡事項>

② 2020年度上半期活動状況について報告依頼があった。(高原)

② 2020年度業務指導委員会について別添資料により報告があった。現在日程調整中で、11月か12月を予定している。清水勇男委員(3月31日辞任)の後任は次年度以降予定している。(古賀)

③ 規程類(要領)の改正について以下の報告があった。(高原、斉藤)

・「C-1 後見事務の実務(H26.1.20)」「C-3 報告書作成要領(H28.6.20)」「後見事務の栞(2020.6)」を再編成して、「C-1 後見事務のしおり」「C-2 報告書作成要領」の2種類とし追加事項等は「報告書作成要領補足」で対応する旨報告があった。(基本事項となるものは、「B-0 後見活動指針(細則)」に繰り入れる)

・「C-3 月曜カフェ開催要領」、「C-4 事務所鍵取扱要領」について整備できた旨報告があった(別添資料による)。

④ 後見人等活動状況一覧、報酬付与申立・後見報告月一覧表(2020.9.1)につき別添資料により報告があった。(斉藤)

⑤ 認知症サポーター講習会を11月上旬、品川第一地域センターで計画している(杉谷)。

<今後の予定> ・9月28日(月)18時00分～20時00分 月曜カフェ

・9月30日(水)新後見担当者実務研修(後見部会)

・10月12日(月)部会長連絡会 10時00分～12時00分 (記 高原三平)

「コロナ禍の下、外出自粛が長引くと感染予防には良いがそれ以外の健康被害を招く。感染予防対策をした上で外出や交流はしてほしい」と専門家は言っています(千葉大教授・近藤克則 毎日新聞2020・8・27)。暑さも薄らいできました。十分注意した上で散歩を楽しみたいところです。(編集 広報部会)